



2022年2月14日

各 位

会社名: 株式会社 スタメン
(コード: 4019 東証マザーズ)
代表者名: 代表取締役社長執行役員 CEO 加藤 厚史
問合せ先: 取締役副社長執行役員 COO 大西 泰平
(ir@stmn.co.jp)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年3月25日開催予定の第6回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 監査等委員会設置会社への移行

当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を目指し、監査等委員会設置会社に移行いたします。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行います。なお、移行の詳細については本日付の「監査等委員会設置会社への移行並びに新役員体制に関するお知らせ」をご参照ください。

(2) 電子提供制度の導入

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月より施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、電子提供措置に関する規定の新設並びに参考書類等のインターネット開示とみなし提供に関する規定の削除等を行います。

(3) 場所の定めのない株主総会を可能とする変更

2021年6月16日に「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」(令和3年法律第70号)が施行され、上場会社において、定款に定めることにより一定の条件のもと、場所の定めのない株主総会(いわゆるバーチャルオンリー株主総会)の開催が可能となりました。当社におきましても、遠隔地の株主様等多くの株主の皆様が出席しやすくすることで、株主総会の活性化、効率化、円滑化を図るとともに、国民生活に甚大な影響を与える新型コロナウイルス感染症等の感染症や自然災害等の大規模災害時のリスクを低減するため、場所の定めのない株主総会を開催可能とする旨の規定の新設を行うものであります。

(4) その他

上記の各変更に伴い、条数の変更を行うとともに、表現・字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙「当社定款新旧対照表」のとおりであります。

3. 変更の日程

定款変更のための株主総会開催日 2022年3月25日(予定)

定款変更の効力発生日 附則に定めがあるものを除き2022年3月25日(予定)

以 上

当社定款新旧対照表

(下線は変更部分を示します。)

変更前定款	変更後定款
<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第4条 (条文省略)</p> <p>第2章 株式</p> <p>第5条～第11条 (条文省略)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第12条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、随時必要に応じて招集する。 (新設)</p> <p>第13条 (条文省略)</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新設)</p> <p>第15条～第16条 (条文省略)</p> <p>(議事録)</p> <p>第17条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果ならびに<u>その他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。</u></p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第18条 (条文省略)</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は10名以内とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとする。</p> <p>(新設)</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第4条 (現行どおり)</p> <p>第2章 株式</p> <p>第5条～第11条 (現行どおり)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第12条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、随時必要に応じて招集する。 <u>2 当社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p> <p>第13条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 <u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>第15条～第16条 (現行どおり)</p> <p>(議事録)</p> <p>第17条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果<u>並びに</u>その他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第18条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)は6名以内とする。 <u>2 当社の監査等委員である取締役(以下、「監査等委員」という。)は4名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとする。 <u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとする。</u> <u>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u> <u>4 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員の選</u></p>

<p>第22条～第23条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>第25条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第26条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の議事録) 第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>第28条 (条文省略)</p> <p>(取締役の報酬等) 第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第30条 (条文省略)</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役会設置会社) 第31条 当社は、監査役及び監査役会を置く。</p> <p>(監査役の数) 第32条 当社の監査役は5名以内とする。</p> <p>(監査役の選任) 第33条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役の任期) 第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとする。 2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(常勤の監査役) 第35条 監査役会は、その決議によって、常勤の監査役を選定する。</p> <p>(監査役会の招集通知) 第36条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>(監査役会の決議の方法) 第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>	<p>任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始時までとする。</p> <p>第22条～第23条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>第25条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第26条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(業務執行の決定の取締役への委任) 第27条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(取締役会の議事録) 第28条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>第29条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等) 第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第31条 (現行どおり)</p> <p>第5章 監査等委員会</p> <p>(監査等委員会の設置) 第32条 当社は、監査等委員会を置く。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(監査等委員会の招集通知) 第33条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>(監査等委員会の決議の方法) 第34条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることのできる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p>
--	---

<p>(監査役会の議事録) <u>第 38 条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p> <p>(監査役会規程) <u>第 39 条 監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> <p>(監査役の報酬等) <u>第 40 条 監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(監査役の責任免除) <u>第 41 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、その任務を怠ったことによる監査役(監査役であったものを含む)の損害賠償責任を、法令の限度内において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> <u>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間で、その任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令の定める最低責任限度額とする契約を締結することができる。</u></p> <p>第 6 章 会計監査人</p> <p><u>第 42 条～第 44 条 (条文省略)</u></p> <p>(会計監査人の報酬等) <u>第 45 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p> <p>第 7 章 計算</p> <p><u>第 46 条～第 49 条 (条文省略)</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(監査等委員会の議事録) <u>第 35 条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p> <p>(監査等委員会規程) <u>第 36 条 監査等委員会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>第 6 章 会計監査人</p> <p><u>第 37 条～第 39 条 (現行どおり)</u></p> <p>(会計監査人の報酬等) <u>第 40 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</u></p> <p>第 7 章 計算</p> <p><u>第 41 条～第 44 条 (現行どおり)</u></p> <p>附則 (監査役の責任免除に関する経過措置) <u>第 1 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、第 6 回定時株主総会終結前の行為に関する監査役(監査役であった者を含む。)の賠償責任を、法令の限度内において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> <u>2 第 6 回定時株主総会終結前の社外監査役(社外監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。</u></p> <p>(電子提供制度に関する経過措置) <u>第 2 条 変更前定款第 14 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更後定款第 14 条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第 70 号)附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である 2022 年 9 月 1 日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</u> <u>2 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第 14 条はなお効力を有する。</u> <u>3 本附則は、施行日から 6 か月を経過した日又は前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p> <p>(株主総会の招集に関する経過措置) <u>第 3 条 第 12 条(招集)第 2 項の変更は、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律(令和 3 年法律第 70 号)及び経済産業省令・法務省令で定めるところにより、当社が実施する完全電子化による株主総会が、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けた日を効力発生日とし、本附則は、当該効力発生日経過後、これを削除するものとする。</u></p>
---	--